

「転出・転入手続のワンストップ化に係る転入届」の様式(案)及び「印鑑登録システムの標準仕様」に関する第11回分科会等での主なご意見への対応について

令和3年7月9日

「転出・転入手続のワンストップ化に係る転入届」の様式(案)に関する主なご意見

	ご意見	対応方針
(1)個人番号カード交付の有無欄	個人番号カードの交付の有無については、転出証明書情報に存在するため、当該項目の印字は可能ではないか	個人番号カード交付の有無については、転出証明書情報に存在するため、印字することとする。なお、これに伴うCSの改修等については、J-LISを中心に検討を行うこととする。
(2)外国人の氏名欄	外国人の氏名出力内容について、漢字併記名や通称、本名の3つの場合があった場合は、本名のローマ字のみになるのか	届出事項は、「氏名」であることから、プレ印字については、通称や併記名は記載せず、本名のローマ字のみとする。
(3)様式余白欄	自治体ごとに自由に欄を設定できるとあるが、個別カスタマイズを容認するということを意味しているのか。それとも余白部分にはシステムからの印字は行わない想定か。	余白は「仕様書の対象外」と整理し、自治体の裁量に応じた書式や用紙にて、システムから印字することも可能とする。

印鑑登録システムの標準仕様に関する主なご意見（その1）

	ご意見	対応方針
4.2.1 即時登録	<p>・「既に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による登録の申請があった場合、申請同日に既に旧印鑑での印鑑登録証明書の交付があった場合には、（中略）必要なアラートを表示できること。」との記載があるが、コンビニ交付によって旧印鑑での印鑑登録証明書を取得した場合、その旨を何らかの形で窓口で受領して情報を持つておく必要があると考えるが、どうか。</p>	<p>・改印前の印鑑について交付された印鑑登録証明書がある場合には、アラートが表示されることを実装すべき機能とする。今後、コンビニでの交付履歴を印鑑登録システム側で確認できる仕組みをコンビニ交付に関する証明書発行サーバ側で持つことについてJ-LISを中心に検討を進めることとしている。</p>
4.5.1 印影読込	<p>・標準仕様としては600dpiへの統一については同意するが、データ移行の時にも適用される要件とするのか。移行時にも適用するとする場合は、400dpi～600dpiと幅を持たせるか、現行の印影データはそのままで移行することを許可する形式がよいと考える。</p> <p>・現在保管されている印影データは、200dpi～300dpiのものもある。移行時については再度ご検討いただきたい。</p>	<p>・標準仕様として600dpiに統一することとしたいが、様々なご意見が考えられるため、下記の案を示して、全国照会で意見を伺う。</p> <ol style="list-style-type: none">（1）600dpiに統一（2）新規で取り込む印影については600dpiで統一とし、過去の印影データについては600dpi以下として、そのまま移行する。ただし、600dpi以外で出力した印鑑登録票には、600dpiではないことの注釈書きをする。（3）600dpiにて統一とし、それ以下の解像度の印影データは移行後5年をかけて可視台帳からデータ化していく。

印鑑登録システムの標準仕様に関する主なご意見（その2）

	ご意見	対応方針
<p>(印鑑登録原票) の管理・作成</p>	<p>・印鑑登録原票の管理作成のところで、印影データは別途可視台帳で保管するとの記載があるが、やはり紙での保管が前提であるのか。スキャナで取り込んだ際に、それを担保する技術的部分については、標準化の際に盛り込んでもよいと考える。条件として、バックアップ体制や改ざんを防ぐ体制として、ガバメントクラウドを利用している場合は保証する等があれば、業務効率化につながると考える。</p>	<p>・事務処理要領に沿って、自治体が運用している可能性が高いことや印影の形自体を残すことに価値があることに鑑み原本を残存することが重要であることから、紙原票の保管を標準仕様としたい。ただし、今後の電子化の流れ、偽造防止の観点における技術進歩を踏まえ、紙原票の取扱いについては、全国照会で意見を伺う。</p>
<p>マイナンバーカード利用者証明用電子証明書の有効期限切れ対応</p>	<p>・マイナンバーカードは失効していないが利用者証明書が期限切れで失効し更新した場合、シリアル番号は新しいものに書き換わるのか。その場合は印鑑登録証を古いシリアルと紐づけているため、新しいものと紐づけ直すことが必要になるか。また、その紐づけの情報は自治体の住民記録システムに取り込まれるのか。</p>	<p>・まず、印鑑登録証明書申請窓口において、カードリーダーに個人番号カードをかざし、J-LISに対して利用者証明用電子証明書（以下、電子証明書という。）の有効性の確認をする。</p> <p>・電子証明書が期限切れのため失効している場合には、カード関係窓口において、電子証明書の更新を行なっていただくこととなる（電子証明書のシリアル番号は新しいものとなる。）。</p> <p>・再度、印鑑登録証明書申請窓口において、カードリーダーに個人番号カードをかざし、有効性を確認した後、当該電子証明書の持ち主の印鑑登録情報を特定した上で、新しいシリアル番号に書き換えることとなる。</p>